

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

3. 有害大気汚染物質の状況

(1) 事業目的

平成8年5月の大気汚染防止法の一部改正に基づき、長期間の暴露によって健康影響が懸念される有害大気汚染物質^{*1}のモニタリング調査を実施しています。

(2) 取組状況

令和元年度における調査地点及び調査項目は表1のとおりです。

表1 島根県内の有害大気汚染物質調査地点及び調査項目

調査項目	地点名	㉑	㉒	㉓	㉔	基準等
		国設松江大気環境測定所 松江市 西浜佐陀町	馬潟工業団地 周辺空地 松江市 八幡町	西津田自動車 排出ガス測定局 松江市 津田町	安来中央交流 センター 安来市 安来町	
ベンゼン		○	○	○	-	環境基準
トリクロロエチレン		○	○	○	-	環境基準
テトラクロロエチレン		○	○	○	-	環境基準
ジクロロメタン		○	○	○	-	環境基準
アクリロニトリル		○	○	○	-	指針値
塩化ビニルモノマー		○	○	○	-	指針値
クロロホルム		○	○	○	-	指針値
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	-	指針値
水銀及びその化合物		○	○	-	-	指針値
ニッケル化合物		○	○	-	○	指針値
ヒ素及びその化合物		○	○	-	○	指針値
1,3-ブタジエン		○	○	○	-	指針値
マンガン及びその化合物		○	○	-	○	指針値
アセトアルデヒド		○	○	○	-	-
塩化メチル		○	○	○	-	-
クロム及びその化合物		○	○	-	○	-
トルエン		○	○	○	-	-
ベリリウム及びその化合物		○	○	-	○	-
ベンゾ[a]ピレン		○	○	○	-	-
ホルムアルデヒド		○	○	○	-	-

※平成30年度より㉑、㉒及び㉓地点における調査は松江市が実施

- 環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。
- 健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質について、全ての地点で指針値を下回りました。
- 調査結果の詳細は、資料編をご参照ください。

※1. 有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第13項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されています。現在、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」に248物質が選定され、その中でも健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が「優先取組物質」とされています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379